

子どもの家等利用者の利用区分とその負担者について

区分	対象となる時期・時間等	保護者負担金等の負担者	理由等
通常利用 (基本料金)	長期休業時以外の時期 ・ 月～金曜日 放課後～18時 ・ 土曜日 7時30分～18時 長期休業時（長期休業時のみ利用を除く。） ・ 7時30分～18時	全ての利用者 (長期休業時のみ利用者を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園の利用区分と同様の扱いとする（18時以降を延長）。 ・ 就業形態の多様化などにより土曜日に就労する保護者が3割存在することから、基本料金として設定する。 ・ 8時以前の開設を必要とする保護者が半数を超えており、基本料金として設定する。 <p><参考> 現在土曜日に開設している48クラブのうち、35クラブが通常利用の基本料金として徴収している。</p> <p>※ 土曜日利用については、保育園と同様に勤務証明書を提出してもらおうなど、必要な児童のみが適正に利用できるような制度設計していく。</p>
延長利用 (延長料金)	全ての時期 ・ 18時～19時	延長利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園の利用区分と同様の扱いとする（18時以降を延長）。 ・ 18時以降の開設を必要とする保護者は1割余であり、通常利用とは切り分け、対象利用者間で応分負担する。
長期休業時のみ利用	長期休業時 ・ 7時30分～18時	長期利用時のみ利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全市で約700名程度の利用希望者がいる。
実費	おやつ代、教材費等	受益者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実費については全額を受益者に求めるべきものであり、保育料と区分する必要がある。

※ 現行の体制では、子どもの家等によって入会金や年会費を徴収している場合があるが、移行後は、通常利用及び延長利用料金により賄うこととし、入会金、年会費の設定はしない。

